

新型インフルエンザ等対策業務計画

平成27年12月

三岐鉄道株式会社

目 次

第 1 章 総則

- 1 . 計画の目的
- 2 . 用語の定義
- 3 . 基本方針

第 2 章 新型インフルエンザ等対策の実施体制

- 1 . 対策本部の設置
- 2 . 情報収集体制及び共有体制
- 3 . 関係機関との連携

第 3 章 新型インフルエンザ等対策に関する事項

- 1 . 新型インフルエンザ等対策業務の内容及び実施方法
- 2 . 感染対策の実施

第 4 章 その他

- 1 . 教育及び訓練の実施
- 2 . 計画の見直し

第1章 総則

1. 計画の目的

本計画は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年5月11日法律第31号。以下、「特措法」という。）第9条第1項の規定により、三重県新型インフルエンザ等対策行動計画（平成25年11月。以下、「県行動計画」という）に基づき、指定地方公共機関として作成するものであり、お客様及び従業員等の安全を確保しつつ、鉄道をはじめとする国民生活及び国民経済の安定に寄与する事業を継続し、当社の社会的責任を果たすことを目的とする。

2. 用語の定義

この計画において使用する用語の意義は、次の通りとする。

- (1) 「新型インフルエンザ等」とは、感染症法第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症及び同条第9項に規定する新感染症(全国的かつ急速なまん延の恐れのあるものに限る)をいう。
- (2) 「新型インフルエンザ等対策」とは、特措法第15条第1項に規定する政府対策本部（以下、「政府対策本部」という。）が設置された時から廃止されるまでの間において、当社が業務を可能な限り継続するために実施する措置をいう。

3. 基本方針

- (1) お客様、従業員、その他関係者の生命の安全確保を最優先事項とする。
- (2) 国民生活及び国民経済の安定に寄与する事業を継続する。
- (3) 常に新しい情報を収集し、発生段階や状況の変化に応じて臨機応変に対応する。
- (4) 発生に備えた事前の準備を周到に行い、職場における感染予防に取り組む。

第2章 新型インフルエンザ等対策の実施体制

1. 対策本部の設置

- (1) 社長は、三重県の新型インフルエンザ等対策本部が設置された場合など、新型インフルエンザ等対策を適切かつ迅速に実施する必要があると認められる場合に、三岐鉄道新型インフルエンザ等対策本部（以下、「対策本部」という。）を設置する。
- (2) 対策本部の本部長は社長とし、対策本部を総括する。
- (3) 対策本部の副本部長は総務部長とし、対策本部事務局を総務部に設置する。

2. 情報収集体制及び共有体制

国内外の新型インフルエンザ等に変異する恐れがある感染症への対応状況や医療体制等について、国、三重県及び地方公共団体（以下、「県・沿線市町等」という）、世界保健機構等から最新かつ正確な情報入手に努めるとともに、新型インフルエンザ等の発生時には、その情報を迅速かつ適切に社内へ周知する。

3. 関係機関との連携

新型インフルエンザ等対策の実施にあたっては、政府対策本部、国土交通省新型インフルエンザ等対策本部、関係省庁、県・沿線市町等、他の指定地方公共機関、その他関係事業者等と緊密に連携してこれを行う。

第3章 新型インフルエンザ等対策に関する事項

1. 新型インフルエンザ等対策業務の内容及び実施方法

- (1) 新型インフルエンザ等の国内発生に備え、政府行動計画及び県行動計画における国内での新型インフルエンザ等流行の想定を踏まえ、事業の継続に不可欠な事項（要員計画、業務計画他）について予め定めておく。
- (2) 新型インフルエンザ等の国内発生時においては、新型インフルエンザ等の流行の具体的な状況、従業員の感染状況、政府対策本部等から発信される情報・要請等を踏まえ、適切に業務（鉄道の運行等）を実施する。
- (3) 国、県・沿線市町等からの特段の要請等があれば、可能な範囲で対応する。
- (4) ホームページ、電光掲示板、掲示、放送案内等により、お客様に情報提供を行う。

2. 感染対策の実施

- (1) 新型インフルエンザ等の国内発生に備えて、予め感染予防物品の備蓄を行うとともに、各々の職場における感染対策について予め定めておく。
- (2) 新型インフルエンザ等の国内発生時には、感染したお客様や従業員等に適切に対応するとともに、業務の縮小、一時停止や従業員の出勤制限を実施する等、感染拡大防止に必要な対策を実施する。
- (3) 必要に応じて、お客様に対してマスクの着用、咳エチケット広報や情報提供等を行い、感染拡大防止の協力の呼びかけに努める。

第4章 その他

1. 教育及び訓練の実施

- (1) 平素より、新型インフルエンザ等の基礎知識、基本的な感染対策（発熱・咳等のある従業員の出勤停止、マスク着用・咳エチケット・手洗い等の基本的な感染対策、外出自粛等の公衆衛生対策等）等の教育の実施に努める。
- (2) 新型インフルエンザ等の発生に備えた対策訓練の実施に努めるとともに、必要に応じて、国、県・沿線市町等が実施する対策訓練等に参加するよう努める。

2. 計画の見直し

適宜この計画の内容について検討を加え、必要があると認められる場合には変更するものとし、変更した場合には、特措法に定める手続に基づき報告を行う。